

漁 港 名	受 託 者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合
丸島漁港	水俣市漁業協同組合
鳩之釜漁港	大矢野町漁業協同組合
樋合漁港	上天草漁業協同組合
佐伊津漁港	あまくさ漁業協同組合
二江漁港	あまくさ漁業協同組合
富岡漁港	あまくさ漁業協同組合
大江漁港	あまくさ漁業協同組合
大多尾漁港	あまくさ漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合
御所浦漁港	上天草漁業協同組合
下樋川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	牛深市漁業協同組合

## 公 告

## 熊本県公告第329号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年5月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
熊本城屋  
熊本市下通一丁目3番10号
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前10時 閉店時刻午後9時  
変更後 開店時刻午前9時 閉店時刻午前0時
  - (2) 荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前6時から午後8時まで  
変更後 午前6時から午後10時まで
- 3 変更する年月日  
平成15年4月25日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
株式会社ダイエーほか
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
17,376平方メートル
  - (3) 駐車場の収容台数  
131台
  - (4) 駐輪場の収容台数  
なし
  - (5) 荷さばき施設の面積  
86平方メートル
  - (6) 廃棄物等の保管施設の容量  
23立法メートル
  - (7) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
24時間
  - (8) 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
- 5 届出年月日  
平成15年4月24日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間